

◆校庭使用上の遵守事項◆

● 校庭を使用するにあたって、次の事項を遵守すること。

- ① 使用開始前に『使用承認書兼領収書』を施設管理員に提示し、使用すること。
 - ② 校庭に備えられた用具は適正に使用し、使用の許可を受けていない用具は使用しないこと。
 - ③ 危険な行為や他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - ④ 指定された場所以外に出入りしないこと。
 - ⑤ 開放の利用後は、校庭の清掃、整備等を行い持ち込んだごみ等は必ず持ち帰ること。
 - ⑥ 利用時間（片付け、退去時間を含む）を厳守すること。
 - ⑦ 自転車、自動車又は自動二輪車を使用して学校に来ないこと。（ただし、学校から許可を受けた場合を除く）
 - ⑧ 学校の敷地内において、喫煙及び飲食をしないこと。（水分補給は十分に行い、熱中症対策を必ず行ってください）また、近隣の歩道や私有地などでの喫煙や飲食をしないこと。毎年近隣の方から注意を受けています。マナーを守り、近隣への配慮をお願いします。
 - ⑨ 指定または承認された開放種目以外の目的で校庭を利用しないこと。
 - ⑩ 学校の施設、設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
 - ⑪ その他、学校で禁止されていることをしないこと。（細かい使用方法や練習方法について、学校から指示があった場合は、指示に従ってください。特にスパイクの利用については、学校に確認をお願いいたします。）
 - ⑫ 盗難の防止に注意すること。（区は盗難等に関する責任を負いません）
 - ⑬ 開放用の倉庫は利用団体で適切に使用管理すること。
 - ⑭ 使用後は、学校開放利用後点検チェックシートをもとに、使用した箇所の消毒を行い、使用報告書の確認・点検欄にチェックをすること。
 - ⑮ 石灰など、学校の備品や消耗品を無断で使用しないこと。
 - ⑯ 行き帰りの交通ルールを必ず守ること。
 - ⑰ その他使用に際しては、学校長及び施設管理員の指示に従うこと。
- （使用承認許可の取消し）

校庭を使用するものがこの規程に違反したときは、団体の施設使用承認を取り消すことがある。

事故の取り扱い

- 開放中の事故は、施設・設備に不備がない限り全て利用者の責任とする。
（各自でスポーツ安全保険に加入すること）
- 利用中に器物等を破損した場合、施設管理員に報告するとともに利用者の責任において原状回復すること。
- 怪我の程度が重傷の場合は、速やかに施設管理員に報告するとともに救急車の手配をするなど適切な措置を講じること。
- 事故が発生した場合、速やかに事故の現状を施設管理員へ報告し、後日、区に連絡すること。
ただし、生命にかかわる重大な事故の場合は、事故報告書を速やかに区に提出すること。